法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（支局の課） **第四十八条**　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。 ２　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第二十条に定める事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。 ３　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局の戸籍課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた第十六条に定める事務をつかさどる。 （統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百三十九人以内を置く。 ［２・３　略］ （表示登記専門官の定数、配置及び職務） **第五十二条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十八人以内を置く。 ［２・３　略］ **附　則** ［１・２　略］ ３　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち二十一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち三十九人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。 ５　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。	（支局の課） **第四十八条**　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。 ２　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第二十条に定める事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。 ３　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局の戸籍課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた第十六条に定める事務をつかさどる。 （統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百三十四人以内を置く。 ［２・３　同上］ （表示登記専門官の定数、配置及び職務） **第五十二条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官四百九十一人以内を置く。 ［２・３　同上］ **附　則** ［１・２　同上］ ３　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち二十一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち三十九人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。 ５　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第二（第四十八条関係）

所轄／法務局／地方法務局／	支局の名称
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第二（第四十八条関係）

所轄／法務局／地方法務局／	支局の名称
［同上］	
横浜地方法務局	川崎支局
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。